

企業と防災に関する検討会議

第2回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

第2回企業と防災に関する検討会議議事次第

日 時：平成15年3月5日（水） 15:30 ~ 17:40

場 所：ホテルフロラシオン青山「ふじの間」

1．開 会

2．米田副大臣挨拶

3．資料説明

4．意見交換

5．閉 会

原参事官 それでは、時間となりましたので、ただいまから第2回「企業と防災に関する検討会議」を開催いたします。

本日はお忙しい中、集まりいただきましてありがとうございました。

松田委員からは10分ほど遅れるとの連絡が来てございます。

鴻池大臣は現在、参議院予算委員会に出席しておりますので、本日は残念ながら欠席ということでございます。

本日は米田副大臣にご出席いただいておりますので、会議に先立ちまして、米田副大臣よりごあいさつ申し上げます。

米田副大臣 内閣府副大臣を拝命しております米田建三でございます。

本日はご多忙の中、樋口座長、杉岡座長代理を始め、委員の皆様方にお集まりをいただき、心から御礼を申し上げる次第でございます。

企業と防災に関する検討会議の第2回でございます。冒頭、一言ごあいさつを申し上げる次第でございます。

防災対策が行政だけで行うものではないことは、皆様方既にご承知のとおりでございます。地域の防災力を高める上でどうしても企業の役割が大きくなっていくことは言うまでもございません。

去る1月15日に政府挙げまして、初めての大規模な図上訓練を実施いたしました。これは南関東地域に直下型の大地震が発生をしたという事態を想定をいたしまして、国と7都県市が合同で行ったものでございます。

私は現地対策本部長として訓練に参加をさせていただきました。その際に政府部内の連携、また、国と地方公共団体との連携にとどまらずに、災害拠点病院等、関係機関との連携も極めて重要な課題であることを再認識をした次第でございます。

図上訓練とは言え、その訓練のさなかで新たな課題も幾つか浮かび上がってきたというふうに認識もしております。これからまさに防災とは世界全体で一丸となって立ち向かっていくものだという認識の下に、皆様方のご指導を賜ってまいりたいと考えております。

この企業と防災に関する検討会議では、第1回会議におきまして、神戸の旧居留地及び東京の大手町、丸の内、有楽町地区における企業側からの防災への新たな取り組みや活動事例とをご紹介いただきました。前回ご紹介いただいたような企業側の新しい動きと連携をいたしまして、企業の皆さんと一緒に地域の防災力を高めていく仕掛けを考えていく必要があると思っております。

本日は地域防災に関しての行政と企業の連携という観点、また防災に関連する商品や技術等を市場におけるいかに普及させるかという観点などから、各委員のご意見を賜りたいと考えています。

活発なご議論を期待をしております。どうかよろしく願いいたします。

原参事官 前は各委員のご紹介をいたしましたので、今回事前の紹介は省略させていただきます。

本日は前回ご欠席の重川委員にご出席いただいております。

重川委員 よろしくお願いいたします。

原参事官 また、本日は所用のため、小出委員、土崎委員、西脇委員、山崎委員が欠席でございます。なお、青山委員の代理といたしまして、徳毛災害対策部長、鈴木委員の岡嶋消防局理事、野澤委員の代理といたしまして、南旧居留地連絡協議会副会長にそれぞれお越しいただいております。

本日の議事に入る前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日お配りしておりますのが、最初に議事次第、次に資料1が説明資料、資料2が参考資料でございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以降の進行は樋口座長にお願いいたします。

樋口座長 本会議の座長を務めさせていただきます樋口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、最初にお願いでございますが、本検討会議の公表につきましては、前回と同様に会議資料はすべて公表、議事録につきましても、各委員にご確認いただいた後、原則として1か月以内に公表とさせていただきます。

それから、先ほど米田副大臣からのご案内にもありましたように、前回は企業防災の先進的な事例といたしまして、神戸の旧居留地連絡協議会、それから東京の大丸有連絡協議会などからのお話を伺いました。前回の論議の中で官と民の協調体制で災害対策を講じるべきであるとか、企業と行政の協力関係について問題点を整理していくべきであるといったご意見をちょうだいいたしました。

本日の前半で扱う地域防災の観点は、そういう視点でさまざまな実例をご紹介しますが、そうした実例を踏まえて、本会議としては、行政の立場からというよりも、企業や社会の観点から地域防災への企業の関わり方を考えていきたいと思っております。

それから、前回の議論で平時から役に立っているものが緊急時に効果を発揮する。それから、防災に感心のある人をどう育てていくかといったご意見をちょうだいいたしました。本日の後半で取り扱います防災性能評価等に向けた環境整備はそういう問題意識で事務局からのいろいろなお提案を含めて、ご説明をいただきますが、ここは委員の皆さんの自由なご意見をちょうだいいたしたいと存じます。

以上、本日は大きく分けまして、2つのテーマについて議論をさせていただきたいと思しますので、資料の説明も2つに分けてお願いしたいと思います。

まず、最初のテーマであります地域防災の観点につきまして、事務局より簡潔にご説明をお願いいたします。

渋谷企画官 事務局をしております内閣府企画官の渋谷と申します。私の方から簡単に資料のご説明をさせていただきます。着席をさせていただきます。

資料1「第2回 企業と防災に関する検討会議」という資料でご説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございますが、まず、「『地域』防災の観点」について簡単にご説明いたします。

「行政との連携」というところでございますが、昨年7月、中央防災会議の専門調査会で「防災体制の強化に関する提言」というご提言をいただいております。その中で平常時においても行政と企業との間で施策に関する意見交換を行う場を設けるといった提言がなされております。実は阪神・淡路の後、こういったようなことを踏まえまして、企業と行政との間でいろんな協力関係について協定を提携するという動きが非常に盛んになってきております。

たまたま神戸市はコープ神戸と協定を結んでおりまして、それが非常に功を奏をしたというようなこともございまして、前回ご紹介いたしましたような企業のさまざまなボランタリーな貢献だけではなくて、あらかじめどの企業がどういう形で行政と連携していくかということについて、きちんとした形で協定を結んでいこうという動きが全国で盛んになっているところがございます。

私ども内閣府の方で今回の会議に合わせまして、人口20万人以上の市、及び特別区について、どのような協定が結ばれているか簡単な調査を行いましたので、そのご紹介をさせていただきます。

2ページ目、協定には幾つかの種類がございます。1つがまず専門技術を活用するという事例がございます。非常に多いのは建設業の団体、あるいは会社と自治体が協定を結ぶという事例でございまして、特に道路啓開、災害時におきまして、下に写真が載っておりますが、道路に車両が放置されていたりしまして、緊急時の支障になりますので、障害物の除去、あるいは破損の箇所の応急対策といったようなものに対して建設業関連の企業ないし団体協定を結んでいる事例が非常に多うございます。

たまたま載せています写真は練馬区さんの事例でございまして、練馬区さんの場合は非常にユニークでして、建設業協会だけではなくて、自動車修理工場と協定を結んでおりまして、その自動車修理工場というのはいろんな自動車を除去するような機材をお持ちでございまして。

練馬区の特長として、植木屋さんが非常に多いということがありまして、植木屋さんとも協定を結んで、いろんな障害物の除去などにもご協力いただくということだそうでございます。

それから、医療につきましても、多くの自治体医師会等と協定を結んでございます。細かい協定の実例等は参考資料に載せてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

3ページでございまして、もう一つの類型が物資の活用でございまして、神戸市が阪神・淡路のときに事前にコープ神戸生協と協定を結んでいたというのがまさにこういうパターンでございまして、最近ではコンビニですとか、あるいは大手スーパーと協定を結んでいる事例も非常に多うございます。

大手スーパーのないような中小都市では商工会議所が間に入っているような個別の企業と協定を結ぶといったような形も事例としては見られました。

飲料水も製品としての飲料水だけではなくて、例えばビール工場、ビール会社が原材料としての水を提供するという協定を結んでいる事例もございました。

4ページでございまして、3つ目の類型が「スペースの活用」というところでございます。

2つ目の にあります研修所のようなスペースを避難場所として提供するといったような事例が結構典型的なんですが、ユニークな例としてさいたま市の事例でございまして、ビジネス

・ホテルを一時収容場所として提供する。こういった建物のロビーとか、あるいはこういう宴会場のようなものを帰宅困難者等の一時収容場所として提供しましょうと。こういう会議室とかロビーについては、無償で提供しましょうと。ただし、客室までご利用いただくのであれば、それは料金をお支払いいただきたい、こういう協定になっているわけでございます。

4番目が情報提供サービスの活用ということでして、地元の放送局と緊急放送について協定を結んでいる事例が結構ございますが、これはどちらかという放送局の本来業務ということもございまして、確認までに協定を結んでいるという形だと思っております。

それから、ユニークな例としてタクシー無線、タクシー会社と協定を結びまして、タクシーがあちこち走り回っているの、そこで見たいろんな情報、あそこの橋が壊れているとか、そういうことを災害対策本部に連絡していただくという協定もございました。

5ページでございますが、400件以上の協定を、これは悉皆調査ではなくて、とりあえず目についたものを調べたという形でございますが、並べてみますと、一番多いのが道路啓開のような専門技術の活用型でございます。次が物資の調達、この2つにつきましては、実費を行政が負担するという内容の協定になっているものが大半でございます。

それから、先ほどのスペースの提供ですが、研修施設とかグラウンドとか、そういうものでございますので、ここになりますと、かなり企業負担、行政はお金を払うわけではなくて、ここは使わせてくださいというお願いベースの協定が結構ございます。

それから、情報を提供していただきたいということにつきましては、かなりのものが行政は費用を払わずに、是非ご協力をお願いしたいという形の協定になっているという傾向が伺えます。

6ページ目でございますけれども、こうした協定の多くは、企業が個別に行政と関係を結んで、行政が要請をした段階で企業は活動をするというのが大部分でございますが、練馬区さんの事例は非常にユニークでございます。災害時は行政の方でも非常に混乱をしている。いちいち協定を結んだ企業にきちんとした要請が出せるかどうか不安なので、道路啓開のような、やることが明らかなものについては行政の要請を待たせず、協力企業側の判断で出勤してどんどん作業をしていただきたいという内容の協定になってございます。これを練馬区さんは自立的上方式と呼んでいるようでございますけれども、そういうようなこともこれから増えてくるのではないかなと思います。

6ページの一番下の に書いてございますが、単に協定を締結しておしまいということではなくて、日ごろから行政機関と企業、警察、消防といったような関係機関が定期的に顔を突き合わせてお互いに体制を確認したり、あるいは防災訓練のときには関係する協定を結んだ企業が一堂に会して、実際に作業をするという形で、日ごろのこういうお付き合いにより、まさに専門調査会の提案にございましたように、平時からのいろんな連携を取っている事例が幾つか見られたわけでございます。

7ページでございます。さはさりながら課題ということでございまして、企業側にもいろんな意見を聞いてみましたところ、 に書いてございますが、実際に協定に基づいて活動した事例は、協定はたくさん結ばれているんですけれども、阪神・淡路のあと大きな災害が少ない

ということがございまして、名古屋市さんで東海豪雨のときに協定に基づいているんな協力をお願いしたという事例があるようでございますが、確認できたのはその程度でございまして、あとは基本的に協定に基づいた活動は実地で検証されていないというのが実態のようでございます。

そういうこともありまして、実際にいざこの協定がワークするかどうかということで、企業側も若干の不安材料をお持ちのようでございます。

1つは、自社が被災した場合も対応しなければいけないんだろうか。

2つ目に、自社の本来業務に優先させる必要があるのか。これにつきましては、前回ご紹介した防災基本計画におきまして、まず企業防災の第1の基本は、まず自社と顧客、ないし従業員の安全確保でございますので、それはそういうことはないということになると思うんですけども、こういう不安をおっしゃっている企業さんがいらっしゃったということでございます。

それから、善意による社会貢献に代えて、こういう協定できちんとした形で実費負担をしてというのは、非常にいいことではあるけれども、逆にこれとは別途善意というものが求められるんじゃないだろうかという不安を表明されている企業さんもいらっしゃいました。

それから、行政が実施負担をするというのが協定に書かれている場合であっても、詳細は別途協議するという形でどういう形で費用負担がされるかということについても、まだこれから詰めるというか、災害が起きてみてから考えるといった協定も結構多いということでございます。

協力企業の従業員の災害補償と書いてございますけれども、東京都さんの場合ですと、特に区役所さんの場合ですと、個別企業との協定ではなくて業界団体、建設業協会とかそういうところと協定を結んでいる場合が非常に多いんですが、一方、神戸市とか静岡県、静岡市さんなどでは、個別企業と個別に協定を結んでいるような事例が多いような感じでございます。団体と協定を結んだ場合には、協力企業とその従業員という形で実際に働く方が協定とどういう関係があるのかというのが非常にグレーになってきまして、補償問題をどうするのかという部分について、十分詰めができていないという感じも受けました。一般的には従業員の使用者が労災補償をするということになるんでしょうけれども、参考資料に載せております練馬区さんの協定の場合ですと、いわゆる損害補償と言い方をしておりますけれども、災対法による応急負担従事者は市区町村の負担で損害補償をするという規定がございまして、それに準じる形で区の方で持つというような協定もございまして、これはまだまだ少数でございまして、この辺、今後詰めていく必要があるんじゃないかと思いました。

それから、6番目でございますが、物資を調達する。これは本来、企業が提供している商品を買うということでございますけれども、それとは別に、道路啓開のように、本来、行政が行う応急対策の補完をするというものと若干性格が違うのかなという感じも受けております。

冒頭に述べましたように、自社が被災した場合も当然考えられるわけでございまして、あらかじめこの道路はこの会社が受け持って道路啓開をするという協定になっているところもございまして、もしその会社が被災して活動できないような場合には、だれがバックアップ

するのかということも含めて議論しなきゃいかぬということ、そういう問題意識を持っておられる区役所の職員の方もいらっしゃいました。

それから、8ページでございますけれども、考えられる論点といたしまして、従来のこういう協定は災害時を念頭において行政が行う防災対策を補完するための一種の契約という形になりますけれども、むしろ冒頭にご紹介した専門調査会のご提言にありますように、災害時に限らず、むしろ平常時からの企業と地域の連携の在り方というものをどう構築していくかということも論点としてあるのではないかと思います。

例えば自主防災組織とか、NPOとの連携、あるいは前回、大丸有とか神戸の旧居留地の実例をご紹介いただいたわけですが、例えば大丸有協議会の場合ですと、千代田区さんと一緒になって合同の防災訓練を企画されているようでございます。そういう形でエリアマネージメントの考えで企業相互のネットワークを構築されようとしている、そういうところと行政との連携の在り方について、また、今後の新しい課題ではないかと思っています。

それから、従来の企業防災にありましたように、顧客サービスとか、企業ボランティアと言ったような形での社会貢献ということも1つの論点でございます。

NPO等との連携、自社防災組織との連携というところにつきまして、実例を1点だけご紹介いたしますが、9ページでございます。

これは神戸市の防災福祉コミュニティー、神戸の場合は小学校区単位としまして、市民とか自主防災組織とか事業所が協力し合って防災と福祉、日常的な地域福祉の活動を通じて日常的なつながりを持って、それを防災に役立てるというコミュニティー活動が行われていますけれども、その1つのコミュニティーであります名神地区の防災福祉コミュニティーが地元の川崎重工さんとか、日清製粉さんとか、地元にある事業所6社と、コミュニティーが協定を結んだ。要するに、コミュニティーという1つのグループと事業所のグループがグループ同士で協定結んだという事例でございます。災害時の応援協定ということで、防災機材の提供ですとか、あるいは施設の開放とかいう内容でございますけれども、逆に企業さんの場合ですと、こういうような必ずしも行政だけを相手にするんじゃなく、まさに地元のコミュニティーが1つの大きなまとまりとなって、団体となった場合には、そういうところと協定を結ぶということもウェルカムじゃないかという声も聞かれたわけでございます。

10ページ、協定を結ぶに至らないけれども、企業がこういう形で行政と連携することがあり得るんじゃないかということ、防災訓練のときなどに実験的にやってみるという事例が幾つか見られました。

1つが、携帯電話会社が帰宅困難者対策として、帰宅困難者がとぼとぼと街道を歩いているときに携帯電話の電池が切れてしまうということが十分想定されるんですが、携帯電話で営業所で充電サービスをしませうということを実験的に行われています。

それから、真ん中に写真がございまして、コンビニの情報端末、ローソンが、国土交通省の荒川下流工事事務所が1月の17日にIT防災訓練を実施しまして、地元のいろんなFM放送局とかローソンとかと連携しながら訓練を行ったんですが、コンビニの中にあります情報端末で、災害情報を提供して、例えばJRの赤羽駅では電車が止まっていますとか、30分後に動き出し

ますとか、どこそこの堤防は非常に危ない状態だとか、そういうことを情報として提供するという実験をローソンと連携してやってみたと、これは1つの実験としてやってみたということでございます。

一番最後、これは練馬区の防災訓練での実例でございますが、バイク便がございまして、先ほどのタクシー無線と同じように、バイクを走らせながら、あそこの道路は通れなくなっているとか、あそこの橋が落ちているとか、そういうような情報を提供するとともに、インターネットの回線とか、もし使えなくなったときに、例えば東京都の建設事務所で作成した電子データをフロッピーとかCDに入れてバイク便で練馬区役所の災害対策本部に運ぶという形で電子データ逐次共有するというのにバイク便が使えるんじゃないかという実験も行ったということでございます。

以上が地域防災に関する資料の説明でございます。

樋口座長 ありがとうございます。それでは、各委員の方々からご意見等ございましたら、遠慮なくご発言をお願いいたしたいと存じます。いかがでございましょうか。

お話が出ませんようですが、それでしたら、行政との協定についてのお話が今、出たわけでございますけれども、行政側としてのご意見を名古屋市の方と東京都の方から先にお伺いいたしましょうか。それを伺った上で、それも含めて意見交換をさせていただきたいと思えます。

では、東京都の方からお願いします。

徳毛委員代理 企業民間団体との相互協力というか協定ですが、例えば災害発生時に適切な医療救護の活動を行うために東京都医師会などと医療救護班の派遣に係る協定を結んでいます。

また、応急対策活動の必要な自動車の供給が円滑に行えるように、東京都トラック協会や東京バス協会とも協定を結んでおります。

また、さまざまな民間団体のとらえ方も震災時に積極的な強力な協力が得られるように、生活必需物資の供給や、応急仮設住宅の建設及び建設資機材の提供についての協定などを結んでおります。

特に東京都の場合は、平成9年の被害想定で帰宅困難者が371万人出るという想定になっておりまして、震災時における昼間都民対策推進連絡会議というものをつくっております、これは国の機関と都の局と民間団体が参加しておりますけれども、これはなかなか会合が開けなくて、もっともっと回数を開かなければいけないんですが、先ほどもちょっとご紹介がありましたけれども、コンビニなどは、協定を結んでいないものですから、フランチャイズ協会を通して、コンビニと今後協定を結んでいこうということで、今、考えております。

また、東京郵政局とか赤十字とは、帰宅者への支援を行ってもらうように取り決めをしておりますので、また、他の業界にも協定を含めて協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

樋口座長 ありがとうございます。

次に、名古屋市の方からお願いいたします。

岡嶋委員代理 今日代理で出席をさせていただいておりますので、お答えだけ申し上げておきます。

この委員会でも役に立つことをと言われてまいりましたので、名古屋の困った様子とか、企業に助けていただいた例だとか、そういったことを、特に水害に絡めて、事例をお話し申し上げて、併せて現在、地震対策強化地域に指定されたことにかんがみまして、どんなことを課題にして、どんなことをやっている、こんなふうに分けてお話をさせていただきたいと思います。

先般、随分、国を始めお心遣いいただきました東海豪雨に際しまして、企業の力というのを改めて、行政の一担当者として非常に心強く思いました。

どういうことをもってそういうことを申し上げるかと言いますと、まず地元なんです。大きな工場なりそういうところがあって、地元の人が会社を見る目が変わってくる。例えばパン工場があって、そこが遅ればせながらだけれども、おいしいかどうかはともかくとして、心ばかりだが、とにかく食べてくれということ、普段は何とも思っていなくて、パン工場があるんだよなと言っておったんですが、それが何か心強かったり、何か一体感があったり、親しみがわいてくるということ。

企業から見ますと、そこにたまたま友人もいたものですから、知り合いが、そういうことをすることで会社は損なのか得なのかよくわからないけれども、1つは、プライドという誇りが持てるということをおっしゃいました。そんな断片的なことで皆さんのご判断にお任せをしようと、そんな出来事を申し上げたいと思います。

それと、東海豪雨の際に、市長に付いてあちこち現場を回りました。そのときにさまざまな出来事がありました。涙あったり、怒りもありましたし、いろいろありました。その中で強く感じましたのは、大事なことですけれども、良心なんです。それといたわり。この2つが強く求められる。当たり前のことが強く求められる。わかっているんだけど、それを実行しないということです。それを実行する人がときどきいるんです。ささやかな勇気なんですけれども、1人がやりますと2人になって、それが10人になって、すぐ100人になるんです。これは見ていて変に納得しました。

本部長である市長がちょっと注意をしたこともあったんですが、避難所でトイレットペーパーを公費で買って置いてあるわけです。なかなかご不便だろうから、トイレットペーパーがないのは大変だからということで積んであるんですが、普通の人は1個か2個持っていくんですけれども、中にはどさっと持っていく人がいるんです。たまたま市長が見つけたけものですから、君何するんだと市長が言ったんですけれども、その人はぱっと行ったときに、周囲人が、おいおい、みんなのやつだろうと言い出したんです。そういうこと1つ取っても、良心といたわりということ、それを言うということ。市長は何故住民が言わないのか。おれが言わなきゃいけないんだと。いっぱいいるわけですし、そういうことがなかなか実行されない。そういう意味でなかなか良心というのは、後の企業とのお話でも関わりがあるから申し上げているんですが、それをちゃんとやれるということがまず大事だろうと。これも自助の一部だろうと思っているんです。

次に進ませていただきます。

先ほど企業との契約の話をしている事例をいろいろ事務局さんの方から教えていただいて、名古屋も似たようなことをやっています。いろいろなところと協定を過去にも現在も結んでき

ましてやっています。東海豪雨の際に事務局からお話がありましたが、役に立ちました。何に役に立ったかと言いますと、1つは、名古屋市の管理する公園にボートがあります。手こぎボートです。あれをとにかくすぐ貸してもらえたということ。これを快く貸していただいた。

それから、やはり食料品を扱う会社から快く食べ物を、パンであったり提供していただけかということ。

トラック協会、これは全国にありますけれども、それからも優先的に割愛をしていただけた。これも非常に助かりました。

それから、寝具なども、なかなか緊急用の毛布などがすぐに言っても、備蓄品で数が間に合わないところは、寝具屋さん、そういったところから快く提供していただけた。

勿論、建設業協会なども協力をしていただいて、随分助かった。ごみの後かたづけといったことにまでも、ごみの片づけというより土木工事に近いことなものですから、そういったことがありました。

先ほどちょっとお話もありましたけれども、基本的にこれがもし間違っておったら教えてほしいんですが、名古屋市の場合、例えば協定を結んでおいて、建設業協会なら建設業協会にお願いをする。出てくれますね。それは基本的に金を払うつもりで言っているわけです。ですから、建設業協会から出ていただいた分については、後で精算をするわけなんです。ところが問題なんです、はっきり言ってなかなか、何をどこで、どれだけやったかというのは請求書の内容をチェックするのは難しい。そうすると、ここが良心なんです。これは信じるしかないんです。当然に名古屋市の場合には、そんな大きなこともなくて、むしろ逆に控え目くらいの請求書で済ましていただいた。そのこともお礼に回らしていただいて、いや、結構ですということとで極めてうれしく済んだ。それはいい方の例です。

悪い方の例は、水災の自動車がある。それは水没すると補填するんです。たまたま自分が乗っていた自動車が水没したときに、代替りの自動車をわざわざどこかへ持って行って、これは水没したんですよと言ってやってきたのもありました、後でわかったんですが。しかし、そんなことはノーチェックで出しています。そういうときはやるうと思えば何でもやれます。そのことについて市議会からの追及もありました。どうしたんだということを言われましたが、最終的にはうーんということで、勘弁してもらったという言い方は語弊があったらあれなんです。今後、そういうことがないようにということで体制チェックして終わらせていただいた、そんなことがあります。

それと、お金を払ってお願いをするものですから、確かに災害でけがをする人はあるんです。その場合には、基本的には労災、向こうは商売でやっていただくというつもりでおるものですから、労災でやっていただく。ただ、町内会長は、全国どこまで一緒ですが、非常勤の条例をもって公務災害扱いとしてやっていく。町内会長さん、子ども会の会長さん、婦人会長さんたちはそんなふうでやるということでした。

ちょっと雑談ですが、お話ししました。

最後に、神戸で震災があったときに、あの日後9時に名古屋の消防が神戸に出掛けるに当たり、消防隊を数個小隊仕立てて、朝9時くらいでしたら、結果、出発したのは11時くらいだと

思うんですが、その際に現金と飯がいるということで、役所は現金がありませんから、借りまくって、とにかく50万用意をする。問題は握り飯だということで、コンビニへ電話をしたんです。そうしましたら、数がはんぱじゃないものですから、何にするんですかと聞かれまして、神戸の地震に応援に行くんだと言いましたら、コンビニの店長がわかりましたと言って、輸送車で握り飯を運んで来まして、こんな注文はした覚えはないので、お金が払えないからと言ったら、いや、寄付しますという話がありました。コンビニの店長です。三十幾つと言っていましたけれども、そういう話もありまして、感激して消防隊は出掛けていました。

以上です。ストーリーとしてはまとまらなかったかもしれませんが、断片的な情報提供ということでお許しいただきたいと思います。

終わります。

樋口座長 どうもありがとうございました。今のご説明、ご報告を含めて、何かご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

杉岡座長代理 建設業関係の協力というのは非常に大きな協力だと思いますが、例えば地震があったときに道路啓開、これがまず防災対策として効果を上げるかどうかが決め手になるわけです。道路啓開があれば、今後の救済措置、あるいは物資を送ったり、復旧をしたりというのはできるんですが、それを怠りますと、地震対策が非常に遅れてしまう。神戸の例がそういう例があったんじゃないかと思います。

例えば地震以外には水害ですね。河川の流域において建設業協会、あるいは建設業者の協力というのは非常に大きい。

それから、豪雪のときに、地元の業界から人夫を出していただくということが非常に大事なんですが、こういったのは従来からやっているんですが、これは行政と企業、あるいはそういう立場と同時に、建設業の場合は発注者と受注者というような立場でもあるわけです。そうしますと、最近、いろんな契約をする場合に、競争原理を導入するというのが非常に大事になってきておるわけです。従来だとある程度特命随契でお互いに仕事をやっておったわけですが、最近は競争原理を導入させるということ。

また、契約それ自体が例えば電子入札とか、いわゆる業界の顔が見えない仕事をしなければならぬという最近の行政の形態だろうと思うんですが、そういうことで、非常に大事な道路啓開、あるいは河川災害、豪雪対策といったような建設業界とのつながりというのが、最近はなかなか個々の業者の顔が見えない。行政としては非常に困っておられるであろうと思っているんですが、そういった点、やはり防災と常日ごろの公共事業の執行というものをうまく調整をしながらやっていくことがより大事だろうと思っております。

透明性は非常に大事ではありますが、いざというときに、災害対策に役に立たないということになってはいけないうわけですが、その辺を十分公共団体の方でもいろいろと苦労されておられると思いますが、そういう点で何か体験がございましたら、公共団体の方からお話しただけらいいと思います。

南委員代理 居留地の野澤の代わりに代理で出席させていただいている南と申しますけれども、実はというか、神戸の場合、震災がありましたので、先ほどおっしゃった災害時の道路の

問題、私も朝、須磨におりまして、神戸の中心までは、通常ですと20分くらいで行くわけなんですけれども、5時過ぎ、何やかんやして6時半くらいですかね。6時過ぎくらいに家を出ましたら、長田の方が火事で東には行けない状態で、まず道がふさがっていて、Uターンしようにも車がいっぱい、人がいっぱい、多分、救急車に現地に着くのに非常に苦労されたと思うんですが、見物人も出てきて、かなり統制が取れない。部分的にはそれぞれの立場でボランティアで交通規制をやっておられる方もおられるんですが、具体的に車が詰まって、30~40分で大体パニックになります。ですから、1時間すると車が動かない。たまたま、神戸の場合には、裏六甲を通して、市内に入るトンネルがあったんで、でも、落ち着いた時点で思い出すというのとは大体2時間、3時間経ってからですから、それまでもUターンもできない状態ですから、わかっているにもかかわらずそこへ行けないということで、道路の問題というのは公の車と、当然、市民も車でいろいろ移動しますから、規制はかなりできないと思うんですが、緊急車の道路をどうやって確保するかというのは考えておいた方がいいんじゃないかと思います。

以上です。

樋口座長 ありがとうございます。今の点の前に杉岡座長代理の方からご質問がありました行政と企業との間の協定の場合に、透明性の確保と建設業等の予防対策について行政の方ではどうですか。

岡嶋委員代理 とにかく今のところうまく行っているんです。だから、問題となるとすればこれからかなと。

樋口座長 災害が発災したときには、商売を中心に企業が動くということは余り考えにくいような気がするんですけれども、防災の時点ですと、平常時での設備投資みたいなものですから、それについては競争原理の導入ということをして自治体の方は当然おっしゃるだろうし、そこは受ける業者サイドとしては、かなり公共的な観点を持っていても、それにいちいち競争原理の導入ということをとこと細かに要求されることになってくると、事務がなかなか進まないということがあり得るのかと思います。おっしゃっていたのは、そういうなんでございましょうか。

杉岡座長代理 道路啓開の例は余り最近はないんですけれども、豪雪のときに、例えば高速道路が雪が降って、除雪をしなければいけないと。その場合にあらかじめ人夫を集めておいていただく業界が沿線におるわけです。そういうときに、それでは今まで大体特命随契という格好で処理して、非常に合理的にやっておったんですが、そういうのに競争原理を導入しなきゃいけないとなってくると、業者が変われば人夫はどうなるのかという問題がありまして、結局、変わればしょうがない、前の人をそのまま引き継いでうまくいくのかどうかという問題がありまして、緊急対策のときと平常時の競争、これが非常に実際の行政の現場ではいろいろと苦労されているところがあるんじゃないかと思っております。

山本政策統括官 直轄で管理しております道路などの例で、杉岡委員がおっしゃったような悩みがおっしゃるとおりありまして、私も近畿地方建設局で阪神・淡路大震災の前ですけれども仕事をした経験で言いますと、極力随契をやめて競争的な契約にしようという一般的な施策の下での話ですけれども、しかし、施設を管理していくという仕事の性格上、きちんと理屈が付く随契はきちんと維持していこうという方針で取り組んでありまして、例えば本当の日常的

な維持管理、パトロールをしたり、そういうのも昔は全部人夫を確保して、直轄でやっていたんですけれども、普通の工事と同じようにそういったものも全部今は外に仕事を出しておりますので、それが例えば頻繁に変わるようだと、管理の質自体が落ちてきますので、余り効率的ではないということで、定めてまいります。

したがって、今、提起されました応急の対策をどういう部隊にやっていただくかということになりますと、結局、例えば拠点はその近くにあるとか、そういう企業が一番得意なわけですから、あらかじめ協定を結びまして、ここからこの区間は何々組なり何々会社に面倒見てもらうということをやって、企業の方も、いざ地震があったり、緊急のときには自分が前に出て行ってやるんだという気持ちになっていただくということで、今、公共団体の協定の例もありましたけれども、直轄の管理でも区間に分けて、あらかじめ合理的な理由がある限り、そういう形でやる。昔は何もかものみこんで、かかった金はきちんと払うよというような信頼関係でやっていた部分もあるんでしょうけれども、ある程度理屈が付くということを前提に、きちんと文章にして、そういう出動をあらかじめお願いしておくという体制でやっているということなんです。

だけれども、おっしゃるように、一律、全部競争関係で契約は結ぶんだということでは、現場の仕事がうまくいかないということがたくさんあることは事実でございます。

岡嶋委員代理 早くやらないとだめなんですね。

成瀬委員 今、話題になっている事柄とも関係すると思うんですけれども、平時から行政と企業が連携をして、地域の防災力を高めていく、それに備えるということは誠に結構なことだと思うんですけれども、行政というときに、どこを重点に考えるのか、要するに、この種の企業との連携を図る地域防災力を高めるという取り組みをするのは、行政主体としては、主としてどこなんだと。その問題が行政行政ということで、都道府県なのか市町村なのか、勿論、国ということはないと思うんですけれども、どうなんだろうか。

私が思いますのは、これは本格復旧対策ではなくて、応急であり、緊急事態に対応するため備えということでもありますので、市町村が中心になって当たるべきことなのかと。もう少し市町村優先というか、市町村が重点的にやるべきだと。

市町村と言いましても、政令市のような人口何百万というところから、小さな市までありますから、やはり政令市などですと、ここにも出ていると思いますが、例えば東京都のケースで考えますと、やはりいきなり東京都がそんなことをやるよりは、23区がそれぞれ区域内の業界団体と協定を結んで、いろんなことを打ち合わせておくというのがいいと思うんです。

だから、この行政というのを、どの具体の地方公共団体が主体となって取り組むのかとうことは整理しておく必要があるんじゃないかと思います。

そのときに、先ほどのお話なんですけれども、もし仮に練馬区がここでいろいろやっておられますけれども、いざ大変な地震が起きて、練馬区内あちこちで道路が大変な状況になったというときに、練馬区は区道だけをやるか、都道もやるか、国道も、とにかく地域住民の安全確保最優先ということであれば、都道も国道も何々道も問わずにやるというようなことまでこういう協定は入っているのか、入っていないのかよくわかりませんが、その辺がどうなのかとい

うこと。

もう一つは、神戸市が小学校区単位でやっているという事例が紹介されておりましたけれども、それはそれでまた大切な取り組みなんではないかと思うんです。と言いますのは、神戸市で仮に行政区単位でやったとしても地域住民にしてみると、行政区単位で結ばれた協定というのは、恐らく区役所と業界団体でしょうから、何となく住民から見るとぴんとこない。やはり小学校区単位でやれば、その小学校区にある企業がいざというときには、自分たちのことも地域のこともいろいろ考えて応援してくれるんだということが日常的に啓発をされて、一体感が更に、まさに地域社会に生きる企業という一体感が増すんでないかという気がするものですから、ちょっと企業と行政の連携というときに、行政とは一体何だ。その主体はだれなんだということはもう少し整理して考えていく必要があるんじゃないかなということを思いました。

樋口座長 今の成瀬委員のご指摘について、この8ページの「論点」の最初の のところに「災害時を念頭においた企業と行政の従来の協定は」という書き方もありますが、事務局の方からこの点について補足説明ありますか。

原参事官 災害時に一体何を行うべきかということは、基本的に地域の防災計画において、県はこれこれこういうことを行う、市町村はこれこれこういうことを行うとか、例えば災害救助的なことは県の責任で行うとか、さまざまな、言ってみれば地域の防災計画に書かれております。

したがって、企業と行政との協定と言いますのは、例えば区なら区からやるべきこと、東京都なら東京都がやるべきこと、市長さんがやるべきこと、県がやるべきことの責任の範囲内で基本的には自分たち、例えば市町村なら市町村だけの行政の職員でできないことを協定を結んで企業の力を借りるということが法律的な整理ではないかと考えてございますが、先ほど委員がおっしゃったとおり、まさにそういうパワーがある場合は、市町村道だけでいいのか、ほかのところがやるべきかということは、まさに管理者同士の調整が必要なところかなと考えております。

樋口座長 例えば今、成瀬委員のご指摘のあった道路などはどう考えればいいわけですか。

成瀬委員 区道、都道、国道がみんなひどくなった。住民からもとにかく早くやってくれというときに。

杉岡座長代理 都と区とそれぞれの地域防災計画で優先順位を付けておかないと、結局、ばらばらになって、啓開道路がなくなってしまうわけです。まず、どの道路をやるか。それは国道であるか、都道であるか区道であるかというよりも、一番大事な道路はどれだというのをあらかじめ地域防災計画で決めておかなければいけない。その順番でやっていく。それに自衛隊を突っ込む、あるいは国、公共団体が入るというふうなものだろうと思うんです。

成瀬委員 例えば参考資料の1ページありますこの練馬区の道路啓開と応急対策の、道路啓開のための障害物除去というのは区道に限定されているんでしょうか。

渋谷企画官 道路啓開に関しましては、災害対策本部というよりは、道路管理者が協定を結びますので、当然所管している道路についてということになりまして、直轄国道であれば国土交通省の関東地方整備局の何とか国道工事事務所が請負っております。これは関東地方整備局

の防災基本計画の中で道路啓開に関しては、あらかじめ民間業者と協定を結びなさいと書かれています。関東地方整備局の場合は個別企業と協定を結んでいます。東京都さんの場合は、東京都の道路部局の方で建設局になりますけれども、それぞれの建設局で、今度は建設業団体等と結んでいらっしゃると思います。

練馬区の場合はその建設業協会の支部と、区道になるんですけれども、練馬区の非常にユニークな特性として、それ以外に自動車修理工場とか植木屋さんとかとも協定を結んでいるという、それぞれの道路管理者ごとの協定になっていますが、練馬区さんの場合は、東京都の第四建設事務所さんの方で定期的に、縦割ではなくて、お互いにどうするかということを定期的に集まって、特に東京都の地域防災計画の改定のたびには必ず集まって、その辺、どういう役割分担をするかということは話し合うと。それをもっと密にしなければいけないということは担当者の方はおっしゃっておられました。

杉岡座長代理 その場合、道路管理者ごとにそれぞれやっても、例えば自衛隊などが初めに来たときに、どの道路に一番先に自衛隊が出るかというのは、これは国と都、区、それぞれあらかじめ決めておかないと、うちの方へ来てくれ、うちの方へ来てくれでは意味がないわけです。当然、対応は決まっているんでしょう。自衛隊が出動する場合はどこだというのは。

徳毛委員代理 今、地域防災計画の話が出ましたので、現在、東京都で地域防災計画を修正作業中ございまして、地域防災計画上は特に道路啓開ですが、緊急道路というのがあらかじめ指定されておりまして、都道、国道、高速道路ですね。その道路を優先的に道路計画をするとなっています。

先ほどの道路管理者のお話なんですが、国道は関東地方整備局なんですが、都道、及び区市町村の道路管理は、一応分担は都の建設局が中心的にやっていくことになっています。当然、区道なり都道以外の道路につきましては、当然連携しているんですけれども、ばらばらにやるのではなくて、一応建設局が窓口でやるということで、分担機能は国土交通省ということになっています。

今の自衛隊の話ですが、道路啓開は基本的には警視庁等でやりますけれども、それでもどうしてもだめな場合は、確かに自衛隊に要請するという場合が出てきます。

自衛隊はまずどこに来ていただくかという話になったときに、どの道路を通るかというのは、その被害状況によって緊急道路の中からどこの道路を通して自衛隊に来ていただくかというのは、その段階で判断するしかないと思います。

山本政策統括官 ちょっと事柄を整理しますと、成瀬さんから提起していただいたような課題については、災害対策基本法の建前は、市町村が一番先に前に出てくれというふうになっています。市町村の手に負えないものは都道府県がお助けする。都道府県の手に負えないものは総理を先頭に国が出ていくと。これが災害対策基本法の建前です。

ですから、今、私たちがイメージして、例えば南関東、首都をめぐる災害について何を念頭に論議をしているかということ次第で役割が決まってきます。

ですから、今、一番皆さんの念頭にある、南関東が直下の地震に見舞われた場合、それぞれ公共団体はどうなるかということになります。国の一番の実働部隊は自衛隊ですので、自衛隊

をどこに投入するんだという課題が出てきます。

基本的には総理の下に緊急災害対策本部というものをつくって、公共団体ともやり取りをしながら、この間図上演習をやったというのはそういうことなんですが、やり取りをしながら、どこが一番緊急に用意しておかなければいけない路線なのか、助けにいくためにも、この経路は必要だということをその時点で明確にして、必要があれば自衛隊の実力を重点的に投入するというようなことは入り口のテーマになると思います。

しかし、一般的にこれとこれとは非常に大事な路線だというのは地域防災計画で明確に定めています。246 から始まって、直轄が分担してやりましょう、環状線、都道は都が責任を持ってやりましょうということを一応は定めていますけれども、現実にはどう地震が来るかというようなこと次第で相当状況は変わりますので、そのときに本部で判断してやっていくということになるとイメージしているんです。

成瀬委員 そうすると、住民の一時避難場所の確保というのは、国、都道府県、市町村で言うと、第一義的には基本的にはどこの役割、責務ですか。

山本政策統括官 当然市区町村が第一義です。それを前提に足りないところを都が事柄を整理しておられるという認識です。

松田委員 全く違う論点になりますが、よろしゅうございますか。

樋口座長 その前に今の点をもうちょっと整理させていただきますが、行政の委託を受ける、協定をしている企業の立場で考えますと、幾つかの建設会社がありまして、それぞれが、ここからここはあなたの担当ですという具合に決められている中で、発災したとします。幸いその時には担当している地域はほとんど問題ない。一方では、ほかの地域のところの方が大きく被災していて啓開の優先度は高いんだけど、そこへ出てくれというのは、要請はだれがするんでしょうね。協定している立場から言うと、協定していないところにどんどん行くということも変な話ですし、費用対効果の点では、協定自身が逆に邪魔になる可能性があると思いながら今、伺っていたんですけども、協定の当事者になる企業側の立場になるとどうなるんでしょうか。

山本政策統括官 それは道路管理者が明確にお願いするということになると思います。事業所もやられている可能性がありますので、おっしゃるように、他がサポートするということが当然必要になってくると思います。

重川委員 今、話題になっていることなんですけれども、ちょっと私が気になりましたのは、資料8ページに「論点」のところに「行政が行う防災対策を補完するための」という使われ方がされておりまして。私自身は阪神・淡路大震災の被災地などをずっと見ておりますと、補完というよりも、今余りにも市町村町村が負担せざるを得ない、あるいはやることになっている災害対応業務というのが非常に多岐にわたっていて多過ぎます。

しかも、普段やっていない業務がたくさん盛り込まれております。被災地を見ていますと、これは市役所の人の方がやるより、企業の専門家がやった方がずっといいサービスができるな、いい災害対応になるなというのがたくさん見られました。

例えば数十万、百万人近い人が住宅を失いました。いろんな条件の家族が住まいを求めてい

る。一方で、仮設住宅が建ち、全国からいろんな条件で住宅を貸しますという情報が殺到します。そうすると、住宅を求める人と、住宅を提供するマッチングするノウハウというのは、行政ではなくて、不動産関係の企業が持っているんじゃないか。あるいはご遺体の対応などというのも、神戸市の区役所の職員の方がおやりになったんです。やはり日にちが経ってにおいがきつくなってくるものですから、たまたま担当に当たった区の職員は、ほかの職員と隔離されまして、何週間も遺体の検案から、残された遺族への引き渡しまで、限られた区役所の担当職員がおやりになっていた。いまだにこれは大変な心理的な傷を職員の方は負っていらっしゃる。こんなことも普通の業務の中でやったこともないようなことを突然強いられる。そういうような対応は、むしろ葬儀屋さんたちが業務としてやっていたらいいし、慣れていらっしゃる。

それから、建物の被害認定とか、救援物資の配送というの、あれはコンビニエンス・ストアとか宅急便のノウハウを持ってすれば、もっと効率よく、どこに物を集めて、どう配送すればいいとか、できたんじゃないかなという気がしております。

ですから、私は補完というよりも、被災者自身、それから行政、企業、みんなが対等な力で一番得意なところを出し合っていくということが、これからの防災の基本であって、補完ではなく、まさに企業としてすぐれた技術、ノウハウを持っているところを行政が、最終的には行政が負うにしても、企業が持っているノウハウを提供するというふうな形で、まさに対等なパートナーとして、行政が持ち得ない技術などを出していただくことというふうに考えたらどうかと思っています。

そのときに先ほど来、出ています企業負担をどうするかとか、最終的な責任の所在がどこにあるのか。それから、やはりきれい事ではなくて、有料、有償というのは重要なことだと思いますし、被災地の復興にとっては被災地の中の企業にお金が回る。経済が立ち上がるというの非常に重要なことで、それはやはり1つのビジネス・チャンスとして、ただ、さっきお話ししているように、日本の企業というのは、やはりこういうときに出ていらっしゃる企業というのは大変良心を持っていらっしゃると思いますので、私は非常に信頼をして話すということをやっていくべきではないかなと思っています。

そのときに、今まで何度も見てきたのは、道路管理者によって、どこの道路はやれないとか、いわゆるお役所の平常時の縦割とか規制が、企業のいい力を阻害してしまうような場面をたくさん見てきました。

例えば、公園であるプレハブメーカーが仮設住宅を建てたいと言ったときに、占用許可を取っていなければそれは建てられない。一方で、ボランティアが来て、活動拠点をテント設営しているのは見て見ぬふりで使われているんです。そういう非常にアンバランスなことが起きてしまっているような気がします。

ですから、善意による社会貢献というのは勿論ありますが、これは結局、被災地の外の傷つかなかった企業が余力でやっていただく分にはいいんですが、それでも被災地の中の経済活動を阻害するような余剰な活動というのはやるべきではない。被災地の中の災害対応は、繰り返しになりますが、きちんとしたビジネスとして、企業がやっていくような方がいいのではない

かなと感じております。

樋口座長 ありがとうございます。理想的には理解できますが、福澤さん、企業側として見ればどうなんでしょうか。

福澤委員 企業側というよりも、先ほど山本さんがおっしゃった緊急災害対策本部、こういうものがきちっとできていないと、さっき成瀬さんがおっしゃったように、こっちへ来てくれ、あっちへ行ってくれという騒ぎになって収拾がつかなくなると思うんです。だから、司令塔というのがあって、先ほど杉岡さんがおっしゃったように、優先順位を付けておくということは大切なんですけれども、実際の被害状況によっては、必ずしもその優先順位のとおりにはやる必要もない。もっとほかの下位のところをやらなきゃならないという場合もあるわけです。

だから、この司令塔、指揮命令系統というものが災害時に機能するような体制を日ごろから整えておかなきゃいけないと思います。

ですから、災害時になったらだれが何の役をする。区長なら区長が災害本部長になるとか、その下にどういうスタッフが付くというような、これをきちっとやっておいて、では、道路はここを直せということ、民間に頼むにしろ何にしろ、司令塔がきちっとした指令を発するという。これをしないと混乱状態になって収拾がつかなくなると思います。以上です。

樋口座長 その点もおっしゃるとおりで、企業側と申しましたのは、協定をしますと、企業側に協定を遵守する義務が発生するわけです。そうすると、今までは善意でやっていたことが、義務になってくるわけです。協定をするということになってくると、企業側はおのずと身構えるところが出てくるのではないかと。協定に基づいて企業側が実施する場合には、どこまでのことを実施するかは、協定によって実施する限りはかなり狭まってくるような気がいたします。今まではやって、ほめられたわけです。今度はやらなかったら、協定違反ということになって、追及を受けるという立場になります。協定に際して企業側もどういう災害の状況の中でどういう義務が発生し、どういう具合になってくるかというのは、ある程度弾力的に考えていたのは、弾力感が失われるところが出てくるんじゃないかなという懸念を私は持ったんですが、原参事官などはどうですか。

原参事官 例えば練馬区の道路啓開の協定を具体的に見ておきますと、乙と言いますのは、例えば建設業協会などで、甲の要請があったときには特別の理由がない限り甲に対して資機材等を提供するというので、特別な理由がない限りとか、一応書きぶり辺りでは、そこら辺が一方的な義務にならないように工夫はされているとは思いますが。問題はそこら辺の懸念まで含めて、事前にどのような協定を結んでおくかということが本当に災害時のことをイメージして、協定をきちんと両方で議論を尽くしておくことが一番必要なことではないかという感じがいたします。

樋口座長 福澤委員のおっしゃったように、災害対策本部等の司令塔はしっかりしていて、きちっとした統一的な納得できる指示が出るときには、企業も協力に全然やぶさかではないと思うんですけれども、その辺が輻湊し出して、企業は協定のあるところでどこまでやるか、協定のないところはどうかとか、非常な混乱に巻き込まれるような危惧を覚えるんですけれども、松田委員、ご発言を。

松田委員 実は申し上げたかった論点のほとんどを重川委員が言ってくださったので、それを追加ということで。私も企業が持っているノウハウをどう生かすかということと、今後は企業だけではなくて、地域のNPOもそういうセクターとして出てきますので、それをどう生かしていくか。

先ほど名古屋市で実際に支援した企業の請求のチェックが非常に難しいとか、その辺はひょっとしたら保険会社のノウハウが必要なのか、あるいは全く第三者的にできるNPOのノウハウができるのかもしれませんが、もっといろんなプレーヤーを使っていくということが必要なというのが1点。

それから、先ほど、行政は常時じゃない仕事をするから大変なので、もっとシェアしましょうということでした。それをシェアする民間企業も、例えば病院のような非常に公共性の高いところだと、災害時には大変重要なプレーヤーなんですけれども、ただでさえ被害を受けられた方がたくさん運ばれて、戦争状態になっているところに、恐らくそのこと以外に情報を発信しなければいけないとか、災害対策本部に連絡をするとか、通常医療従事者、専門家でもできる仕事がたくさん発生するんだと思うんですが、そこにどうやって関わっていくのか、どうやってバックアップ体制をつくるのかということです。課題の7ページのところにありましたが、実際そこまで本当にシミュレーションを入れるのかどうかということが非常に心配になります。

3点目として、これも単純に質問ですけれども、先ほどバイク便の例がありましたが、これは例えば郵便局というのは、全国にあって、バイク便の役割と同じようなことができるんじゃないかと思うんです。どうなっていくのか教えていただきたいと思います。

というのは、福岡市では、防災ではないんですけれども、市内の道路の破損状況を発見して、それを直すというのは市の仕事ではあるんですけれども、市役所の人はずっと回っているわけにはいかないの、郵便局と協定をして、郵便配達の方が見つけたら市の担当局に連絡するという仕組みができていまして、非常にうまくいっているんです。そういう日常の取り組みから考えると、かなりそういうところとの連携もできるんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

渋谷企画官 郵政白書によりますと、全国で郵便局と地方公共団体との間で983の協定が結ばれております。主な協定内容は、被災者の避難先及び被災状況等の情報の相互提供、要は郵便配達の方がいろいろ動きながら、いろいろな情報交換の媒介をしていただけるとい話とか、あとは避難所にポストを設置するとか、いろいろありますけれども、基本的には郵便局さんもいろいろな自治体と協定を結んでいるというのが実態でございます。

樋口座長 よろしゅうございますか。

重川委員 先ほど来、司令塔はだれがきちんとやってくれるのか、だれが指揮命令系統を確立してくれるのかというお話だったんですが、行政の方がたくさんいらっしゃるのに、こんなことを言うのは申し訳ないんですが、今の段階では非常に難しいと思います。

と言いますのも、たまたま一昨年起きましたニューヨークのテロの災害に巻き込まれました日系企業、それから当時邦人旅行者を保護した日本航空とかJTBさんとか、そういった企業

の方たちの対応調査というのをやらせていただきまして、そのときに随分東京海上の皆様にお世話になったんですが、そのときに本当に明らかになりましたのが、調査の中で一言も領事館とか外務省とか、あるいはニューヨーク市役所とか、一度も言葉が出てこないんです。すべての日系企業、例えば三菱地所さんとか、現地の方の方にお目にかかったら、皆さんすべて自前のネットワーク、企業同士のネットワークで情報を収集して判断して決めて実行している。その中に全く政府とか現地のアメリカ側の地方公共団体というのは何の姿も見えてこなかったんです。勿論、日本で災害が起きれば状況も当然違ってくると思いますが、やはり日本で起きる事故や災害を見ておりましても、企業の情報収集能力とか、その辺りの能力というのは、行政よりはかなり高いんじゃないかなと私は思っております。

ですから、発災が起きて、非常に地方公共団体が混乱しているときに、指示してくださいよというのは恐らく無理なんで、事務局の方がまとめてくださったように、地域防災計画を広げてみて、一体この中のどの部分で、企業に対して事前に託しておくのか。どういう条件なのか。被害のボリュームによって発注すべき仕事の量が変わるわけです。そういうことも含めて、具体的に項目の洗い出しとか、事前の協定というのをひな形を基に、事前に考えておいて、いざとなったときに首長さんにこれで判断をお願いしますといった形にしないと、明確な責任者はだれで、どういう指示系統の下に企業がこれを、こういう責任でやればいいんだということがうまくいかないんじゃないかという気はいたします。

山本政策統括官 ほとんどは重川先生がおっしゃっていただいたことと同じ認識でいます。いざいろんな災害が起きたときに、ご家庭であれ、企業であれ、学校であれ、人々が実際に生活しているところで自分の考えるところから従って、適切に行動していただくことが、私たちが持っている防災力の本質だと思います。

ただ、福澤委員もご指摘いただきました司令塔をきちっとして、的確に行動しろとおっしゃっていただいているのは、そのうちで行政の部隊が持っている防災組織なりいろいろな防災対応力、実力で言えば自衛隊とか警察力とか消防力、そういったものをせっかく事前にしっかり準備しているのに、現実の状況の中でわけがわからないような状況になって、役に立たないということがないように、的確に必要なところに、必要な力が、資源が配分されるように、そこを間違わないようにしろというご下問だと受け止めております。それは先ほど言いましたように、基本は災害の種類に応じてということですが、特に皆様方が心配しておられるような、今、我々が前提にしているような首都を大きな地震が襲った場合には、国、公共団体が持っている防災力を的確に使うためにどうしたらいいか、しっかり決められるようにしなさいというご指摘だと受け止めておりまして、社会全体については、おっしゃるようなこととほとんど同じ認識であります。

樋口座長 よろしゅうございましょうか。

それでは、次のテーマでございます防災性能評価等に向けた環境整備について、時間が押しておりますけれども、事務局の方から簡単にご説明をいただきます。

渋谷企画官 それでは資料1の11ページでございます。防災性能評価等に向けた環境整備でございますが、先ほどの専門調査会のご提言の中で企業防災の項目の中に、企業の防災、危機

管理を評価する社会システムを構築しましょう、それから、市場における防災性能評価を推進しましょうというご提言をいただいております、これに関連しまして、幾つか実例等のご紹介でございます。

11ページの下のは、前回、ご紹介した絵でございます、防災に直接関連する製品、あるいは防災を直接目的としていないけれども、防災に活用できる商品、更にもっといろんな市場について防災というもので1つ軸を切って、評価するという仕組みをつくるべきではないかという論点でございます。

12ページ以降実例がございまして、防災に直接関連する製品として、12ページの写真に載っておりますのは静岡県さんがコンペをして、最優秀作品を商品化した防災ベッドでございます。ここに寝ていれば家がつぶれても死なないというベッドだそうです。

それから、いろんな展示会で新しい防災製品がいろいろ紹介されていますという話でございます。

13ページの真ん中、安否確認システム。これはいろんなIT関係の機器で、携帯電話とかいろんなインターネット回線等を使いまして、個人に従業員とか、そういうところと安否確認ができるようなシステム、これは本当にさまざまな会社、IT関係の企業から、商品化されているような企業が契約をしているということでございます。

14ページにございますように、いろんな企業がさまざまなサービスを、レベルによっていろいろありますけれども、提供しているところでございます。

15ページは直接防災を目的としないで開発した製品なり技術なりが活用されているという事例でございまして、例えば15ページの写真に載っていますのは、東京電力さんが送電線の監視要、小さいソーラー電源で小さいカメラがリモコンでズームアップとかできまして、画像を転送するシステムでございますが、これは防災に非常に役に立つじゃないかということで、例えば右の方の写真で三宅島で実際に使われているという実例、これは商品として売られているものでございます。

それから、携帯電話に対する情報発信サービスで、16ページを見ていただきますと、これは朝日新聞社さんですけれども、朝日新聞社さんがいろんな時事ニュースなどを個人の携帯電話に配信するサービスがありますけれども、これとをベンチャー企業で企業管理情報を個人に配信するという企業が提携いたしまして、併せて企業管理情報を流すということが実際商品として提供されているということでございます。

それから、17ページですが、自動販売機に、最近の自動販売機はいろいろ付加価値が付いているものが多いんですけども、通常は自動販売機の上に文字情報、ポケットベルの大きいものを付けて、時事ニュース、松井がホームランを打ったとか、そういうようなニュースを通常は流しまして、いざというときには防災情報を流します。神戸市と練馬区さんが自販機会社と協定を結びまして、費用は払っていないそうですけれども、いざというときには防災情報を流すことになっています。これは聴覚障害者に対して防災情報を的確に伝える1つの材料になるんじゃないかということを言っています。神戸市さんは、災害のときの灯台になるんだということをおっしゃっているようでございます。

18ページ「雨水貯留システム」。もともと節水とか環境対策で導入されたものですが、当然、水は大変重要ですので、災害時に大いに役に立つということです。これは災害というよりは、別な理由でいろんな助成制度があるわけでございます。

19ページ、住宅につきましては平成11年に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」、品確法と呼んでおりますけれども、これができるまで、いわゆる住宅の性能を評価するという仕組みができました。その中で地震に対する耐震性ですとか、あるいは台風などに対する耐風性といったようなことが実際に評価項目として明定されておまして、まさに市場の場でこういったものの性能が評価されるような仕組みが住宅に関してはできているということでございます。

20ページでございますけれども、こういったものをいろんな財サービスがあるわけでございますけれども、防災に貢献するものについて何か防災マークのようなものができないかという考えてみたわけでございますが、今、その手のものでございますのが、一番上にあります防災ラベル、これは消防法に基づいて防災物品というものが、一応基準をクリアーしたものがこのラベルを張るということになっておまして、例えば百貨店ですとか、映画館とかは、じゅうたんとかカーテンとか、そういうものは防災ラベルの付いた防災物品でないと使えません。

もう一つ、防災製品という概念がございまして、それとは別に防災製品認定委員会というところが性能を認定するという、これは消費者の立場からそれをやるという制度もあるようでございます。

それから、マル適マークに変えた防火マークというのが真ん中でございまして、これは成瀬委員がお詳しいと思いますので、ご説明いただくとありがたいんですけども、こういうマークがございまして。

それから、防災とあまり関係がありませんが、エコマークというものを非常に普及しているわけございまして、それと同じような感じで、必ずしも消防法による規制とはまた違うのかもしれませんが、防災マークみたいなものができないかということで、20ページのハートマークの写真は、試しにつくってもらったものでございますが、これにこだわるわけでは全くありませんが、こういったようなものができないかなということでございます。

21ページに防災マークみたいなものをもし導入するとしたらどういう意義があるのかということが書いてございまして、防災対策は行政のみで担うものではなく、先ほどさまざまな委員からご指摘がございましたように、みんなでやる。平常時における市民とか企業等の活動が大事なんですけども、なかなかいざというときの対策は皆考えますけれども、日常的な個々活動につながらないという悩みがございまして、そういったものを個々の企業なり、一般市民の防災活動をどのようにインスパイアするかということで、この防災マークのようなものが1つのきっかけになるんじゃないかという問題認識でございます。

防災に関しましては、情報の非対称性とございまして、なかなか消費者に十分な情報が与えられていないというのが1つございます。

それから、先ほどのように多機能、もともと雨水貯留のようなものは必ずしも防災が目的ではないにもかかわらず、非常に防災に役に立つという多機能性の部分が防災に関してはやや隠れているという部分がございます。

22ページに福祉に関しては、まさにそういう観点で、福祉の製品の概念を広げていこうじゃないかという、これは共用品推進機構のホームページに載っていたんですけども、非常に狭義の福祉用具というのは左の一番でございます。これは車椅子とかいうものでございます。

2番目というのが、これはウォシュレットのように、もともと福祉のためにつくったものが、ほかの人もこれは非常に使えるじゃないかということで広がったものでございます。

3番目が、共用設計品ということで、例えばシャンプーのボルトなどに、ぎざぎざマークを入れて、リンスとシャンプーと区別する。もともとシャンプーするときはみんな目をつむっているんで、これは非常に視覚障害者の人にわかりやすいということになった。

4番目が一般の製品で、ボタンに点字を付けてわかりやすくするというものでございます。

5番目がユースフル製品と書いてありますけれども、これは最近家電製品などで、お湯がわかきましたとか、音声で知らせるものがありますけれども、こういうものは必ずしも福祉を目的にしないけれども、非常に便利なんですけれども、これは障害者の方に非常にいいというもの。広い意味での5番まで含めて、福祉用具というふうにとらえるべきじゃないかという議論が福祉の世界でもされておりまして、同じようなことが防災の世界にも当然言えるんじゃないかという問題認識でございます。

23ページでございまして、エコマークがどういうきっかけで導入されたかということが、この23ページの下の方に表でいろいろ書いてございますが、ヨーロッパ発で意識が高まってきたというのを受けて導入されたんですが、防災の場合むしろ世界的には余り先進国で地震の脅威にさらされている国は日本以外には余りないということもございまして、むしろ日本発で意識を高めるために導入するという1つのきっかけにもなるんじゃないかなというふうなご提案でございます。

24ページが、企業さんにとっての防災・企業管理投資をいかに評価するかということですが、まず、現在企業の防災投資を推進する税制特例措置がほとんどないわけでもございまして、1番にちょっとご紹介した程度のものでございます。この辺を仕組むためにも、防災マネジメントと書いてありますけれども、防災対策の個々のパーツに分解するのではなくて、防火対策とか地域貢献とか、そういったものに分解するのではなくて、企業の防災活動全般を、防災マネジメントという形で位置づけて、全体として企業にとってのメリット、社会にとってのメリット、費用はどうかというのを分析、評価できるようなマネジメントを行っていただくことが、それがいろんな社会的な行政による支援にもつながっていくんじゃないかという問題提起でございます。

25ページにございますが、実は自然災害のリスクに関して、民間企業が防災マネジメントを取ることに世界標準が全くないわけでもございます。例えば産学官の連携とか、いろんなNPO等とも連携いたしまして、こういう防災マネジメントを推進する方策を日本発で検討できないかなという問題提起でございます。

前回ご紹介したアメリカのCollaborative for Disaster Mitigationというのは、絵が載っておりますけれども、産学官が連携して、将来的には企業のいろんな防災対策を評価するような仕組みをつくっていかうということをつくられたものだそうでもございます。

参考として、25ページの下の方に書いてございますが、金融審議会の方では、今後ディスクロージャーということで、さまざまなリスク情報を開示するべきだというご提案もされているようでございます。そういった中に自然災害に対するリスクについても、各企業がどう取り組んでいるかということも開示されるような時代になってくるのではないかなというのが1つでございます。

26ページは、世界標準はないと言いましたけれども、阪神・淡路を踏まえまして、日本工業規格として、これは2001年でございますけれども、JISQ2001という、これはリスクマネジメントに関する一種の規格でございますけれども、これが制定されました。個々の対策というよりは、リスクマネジメントに関する体制を整備しなさいとか、そういうことでございますが、ただ、これはガイドラインであって、第三者認証制度がございませんので、うちの企業はこのJISQ2001を取得したということが言えない状況でございます。この辺、まだまだISOと対応が違っているなというのが現状でございます。

27ページの絵は、企業を取り巻くさまざまなリスクというのが「ダイヤモンド」に紹介されていたんですけれども、災害のリスクは企業にとっても非常に大きいものがございますので、社会的にこれをどう評価していくか。このリスク対応をどう評価していくかという仕組みを全体として考えていかなければいけないんじゃないかなというのが問題提起でございます。

説明は以上でございます。

樋口座長 ありがとうございます。今のご説明に対する質問を含めまして、何かコメントございましたらどうぞ。成瀬委員、何かありますか。

成瀬委員 いや、特にありません。

岡嶋委員代理 今のご説明で、資料25ページで、これはむしろ座長さんのところの業界の専門分野だと思うんですが、私、以前にドイツのミュンヘンかどこかの保険会社で自然災害すべてとは言っていませんが、地震、火山、津波、氷山、そういったものでグレードを付けて、台風、ハリケーンで、ここの地域についてはグレード幾つというのを見たことがあるんですが、座長さんの業界の方がきちとしたデータをお持ちじゃないかなと思っているんですけれども。

樋口座長 私どもの社員が来ておるとお思いますので、何でしたら説明をさせましょう。

大瀬 東京海上の大瀬でございます。ご質問をいただきました点ですが、まず地震につきましては、それぞれ地域ごとに過去の地震の損害状況というか、切迫度を示すいろいろな活断層のデータとか、そういったものリスク評価をしております。天候につきましては、各種の天候気象データを基に、そういうリスク評定をさせていただくことがございます。

例えば、ひょうにつきましては、発生予測が非常に難しい気象現象でございますので、このようリスクについては、過去の統計データを基に1つの事象ごとにご相談をさせていただいているという程度でございます。

樋口座長 保険の場合、地域を割っておりまして、第1から始まって、東京とか千葉とか、この辺は第5になるんですが、地域によってその危険度が載っております。地震発生が非常に高そうな第5ゾーンくらいは、この辺はかなり確度が高い。今は東海地域がかなり危険度が上昇していますので、その辺に対する個人の住宅については、地震保険ということで、これは国

に全部再保険を出して、我々も地震再保険会社というのを持っていますけれども、基本的にノーロス・ノンプロフィットということで、これは社会貢献のための事業ということになっておりますが、企業の地震保険、これは今申し上げた地域ごとの区分によって保険をお引き受けする料率が異なるようになっています。

それから、集積リスクを常に管理して、それを海外に再保険で売るんですけれども、今、だんだん切迫してきていますので、なかなか売りにくいというのが実情じゃないかと思えますけれども、大瀬君、何か私の説明違っていることはありますか。

大瀬 いえ、ございません。とりあえず一般のご家庭向けの地震保険につきましては、ノーロス・ノンプロフィットで政府のお仕事をお手伝いさせていくということになります。

樋口座長 よろしゅうございましょうか。どうぞほかに、今のここへご提案になっている防災性能評価等につきまして、環境整備についての提言と言いますか、提案内容についてどのようにお考えになりますでしょうか。

成瀬委員 防災マーク、仮称でありますけれども、導入ということで書かれているんですけれども、この具体的なイメージがまだ湧いてこないんですけれども、具体的に言うと、どういう製品とか、どういう市場分野というか、どういうものを具体的にイメージして考えておられるのか。そのマークを貼付する製品とかグッズですか。

渋谷企画官 認定をするというよりは、むしろいろんな防災意識を高めるといって、例えば非常食用料のために乾パンだけではなくて、カロリーメイトみたいなものも十分そういう役に立つんじゃないかということで、カロリーメイトに防災マークを付けますと、全く日常的にカロリーメイトは目にするわけですから、日常的に防災マークを目にするわけです。そうすると、日々自分たちとして防災というのは常に念頭に置いた行動を取れるように、そういう契機になるんじゃないかという、普及啓発という観点ですね。何かこれを買えば安全ですよということを認定するというよりは、むしろそういう普及啓発というか、一般の人たちが防災というものを常に意識して日常的な行動を取れるような、そういうものの契機になるようなものを念頭に置いてございます。

松田委員 実は私たちが持っている防災のイメージというのは、すごくださくて、格好悪くて、防空ずきんとバケツみたいなイメージがあるんです。このデザインがどうかは別にしても、先ほどあったように、雨水貯留とか、日常の、通常あるものが既に防災に気を配られているかということを知っていくというのはすごく大事です。今までは認定するためのマークなんでしょうけれども、多分逆転の発想で日常マーケットに出ている商品を逆に媒体に使って、こういう国民の間を啓蒙していくという発想というのはすごく面白いなと思いました。

ですから、今までのような防災ラベルとかマークの認定団体がするというよりは、そういう教育的な機能を持った、例えば民間のグループとかNPO的ところが大学と連携をして、こういうことを啓発していくとか、そういうことの方が、今のこの発想が生きてくるのかなと、今、感じました。

樋口座長 事務局の方からのご趣旨も、今、松田委員のご指摘のようなご趣旨と了解してよろしいように思いますが、いかがでございましょうか。

杉岡座長代理 防災に関しまして、先ほどご説明がございましたように、ISOがない。これは日本が一番先進国で国際的なISOの条約ができないということだろうとは思いますが、やはりそれぞれにISOを見ますと、メリットと言いますが、それがあつて。例えばISO9000というのは品質管理という意味で、あれがないといろんな契約に支障が出ています。あるいは、それを取っているかどうかによって契約できるかどうかという、いろいろな請負、あるいは売買契約等について、その条件になっているのか多いんです。

それから、ISO14000のシリーズだと環境ですけれども、これはやはり国際的に輸出する場合、家電の会社が多いんですけれども、これはやはり対外的に輸出する場合の条件で、非常に有利になるかならないかということです。

それから、国内で14001のシリーズが取られておりますけれども、これはやはり食堂とかお客様に対するイメージアップというメリットがあるものですから、したがって、それを取って、うちは14001を取りましたよというのを表示しておるわけです。そういうふうには、やはり企業はメリットが出ないと、なかなかこういうものは進まないと思うんです。何を企業のメリットにするかということは非常に難しいわけですが、ISOそれ自体を防災でやるのは国際的なものですから、ちょっと難しいかもしれませんが、少なくとも日本国内でも何かそういった基準をつくるということが必要だろうと思うんですが、この前千代田区であるNPOが集められて、各企業に震災時の帰宅の問題点等についていろいろと説明会、その他やってきたようですが、NPOがおやりになるのは非常に大事なことですけれども、こういうものは場合によっては商工会議所とか、あるいは商工会とか、こういったものが組織的防災に非常にに関心というか、一生懸命やっている企業であるという、何か基準、資格までいくかどうかわかりませんが、ISO14000とか9000とかいうほどではなんですけれども、それに相当するような1つの資格をつくって、組織だってやっているということも、いわゆる防災に関心の高い企業であるという認定、だから商工会議所というか、経済界と行政と一緒に何かそういう基準をつくっていくと。こういうふうに進めていきますと、各企業が防災に対する意識が非常に強くなる。ただ、今何をやっていいかわからない。基準も何も無いわけです。

したがって、そこを経済界、座長は日本経済団体連合会ですが、商工会議所か商工会か、あつて組織だった組織がいいのかもしれませんが、行政とタイアップして、防災基準というのをおつくりになって、お互いに皆各企業が努力して、それを取ると。ISO14000を取るように苦労しているいろいろと認定を受ける。あれは大変なんです。私ところも取りましたが、本当に1年以上、職員一丸となって環境問題に対処したいんですが、非常に勉強になりました。企業全体にそれを取得するという意識ができるわけです。同じようなものを是非おつくりになっていただきたいと思う。是非よろしく。

樋口座長 いかがでございましょうか。消防庁の方では、各企業の建物の評価についてはあつて。防災の程度とか、設備がどうだとかいう。今おっしゃったソフト、例えば自衛消防団を持っているとか、防災についての防火管理責任者の体制がしっかりしているとか、年に何回ずつ研修をやっているとか、防災訓練のあれはどうだとか、その種のものまではその評価の中に入っているんでしょうか。入っていないんでしょうか。

消防庁次長 先ほどお話がありました防火マークというのでしょうか、この名前では防火マークと出ておりましたけれども、これが今、座長ご指摘のように、ソフトを含めて、今後見ていくという考え方でございまして、これまではハードだけでございまして、設備を見てその設備はうまく動くかということだけが対象だったんですが、新宿歌舞伎町の場合は、設備は一応あったんですけれども、それがうまく動いていない。あるいは防火管理者がいなかったということがきっかけとなりまして、総合的にその設備、建物の設備の可動とか、それから、今の避難訓練、自衛消防隊、ここら辺が置かれているかどうか、これを防火マークということで見ようということになりましたので、今年から施行いたします。

杉岡座長代理 防火の面ではハード及びソフトの総合的なものだと思いますが、防災全般の何か、いわゆるISO14000というのは環境ですね。それと同じように防災ということで何かそのような基準ができないのかなと。それを各企業が取得するのに努力をする。そうすると防災意識が高まりますね。

樋口座長 範囲が極めて広くなりますね。フィージブルかどうかというのはちょっとステイダーする必要があるかもしれない。

杉岡座長代理 どこまでやるかということですね。

成瀬委員 労働安全衛生などは既にやっていますし、今まででしたら品質管理と環境保全にとどまる。それに最近は労働安全衛生のがあります。労働安全という意味でのリスクというか、労働安全衛生確保という面ではあります。防災というところすごく幅広いですから。

消防庁務台防災課長 消防庁なんですけど、自治体向けに関しまして、今、自治体がいるんなハード、ソフトを含めて、どんな対応策を行っているかということに関しまして、自己評価できる指針を何百項目がつかねまして、自己点検するというのを研究してございまして、場合によっては、そういうものを企業向けにも同じように当てはめることも可能かなと思っておりますが、また、成果物ができましたら、この場でもご紹介させていただければと思っております。

樋口座長 企業側でも努力をして、できる限り防災に対する準備を万全なものにしたいと思うんですけれども、どういう観点からどこまでの範囲のものを、どんなふうにと、1つのガイドラインみたいなものが出てくると、これも業種によって違いまして、金融機関の場合と化学プラントの場合とは全然違いますね。金融機関の場合はお客様の来店がしょっちゅうございすから、プラントなどはちょっと情勢が違う点がありますし、それぞれの業種のリスクに応じてフィージブルなガイドライン的なものができるのであれば、大変参考にさせていただきたいと企業サイドとも論議してみたいと思っておりますが、そのほかご意見をどうぞ。

福澤委員 基準づくりというのは大変難しいと思っておりますが、私どもは貸しビル業ですから、店舗をお貸ししている立場で、各ビルごとに毎年防火訓練をやっています。これは防災訓練ですね。ですから、そういう防災についてテナントの方々もかなり意識をお持ちですから、ヘルメットを社員に全部持たせるとか、救急袋を持っているとか、防災訓練をやって避難訓練などをやりますと、皆さんヘルメットをかぶって、救急袋を持って避難訓練に参加されるということで、これは長年やっていますので、そんなことで私どものビルでは防災意識がかなり高くなっていると思っております。ただ、基準づくりとなると非常に難しいと思っております。

山本政策統括官 まさに今のお話が論点でして、実際、テナントの方々からお話を伺うんですが、福澤委員のようなしっかりした賃貸業のビルと、中小のビルに入った場合に、例えば単位床面積当たりの家賃が幾らかという議論がありますけれども、実際に明確に1年のうち何回か入っている人、お客様も含めてきちんと訓練をするということと、そういうことが全く行われない中小のビルと、マーケットで家賃、価格がどういうふうに評価されるかということが基本的な問題意識なんです。ここではエコマークで環境の話を1つの例に出しましたけれども、私たちがこの問題を考えるときに、環境の問題と防災力の問題というのは、一種対比できるんじゃないかと思うんです。それで論点を出しているんですが、環境の場合は基本的に外部不経済です。各経済主体が自分のところを最適と思って行動しても、社会全体として、大きく言えば地球全体として、外部不経済がたまって行って、非常に最終的に各経済主体は大変な不利益を被ると、それをどうしたら棄却できるのかという問題意識ですね。

防災力の場合は、経済主体が的確に行動すれば、外部的な経済効果が本来あるはずだと。ところが、経済主体がマーケットで行動するときにそれを認識しないために、それが社会的に実現されないと。いいかれえば今のようなソフトの防災訓練の話を一切考えないで、坪家賃が幾らかというこで入居を決めると。そうではなくて、きちんと評価されて、それを頭に入れた上で私はここにするというふうに決めていただく、その行動を積み重ねることで、社会としての防災力が高まる。とすれば、何をきっかけに経済行動の中でそれを考えていただけるようになるんだろうか。何がきっかけなんだろうか。そこを少し追求していきたいなという事務方の問題意識なんです。

成瀬委員 事実関係はよく知らないんですけども、アメリカなどでは、ビルの防災性能というか、防災力に応じて、保険料率が結構違います。ところが、日本の場合は全国画一に消防設備、基準をがっちり決めていますから、余り保険料率がそんなに変わらないというような実態にあると聞いているんですが、今、お話に出ているような非常にビルの防災、防火、安全確保ということで、非常にいろんな配慮をしたり、手立てを講じている、措置を打っている企業が持つビルとか、そういったものについては、保険料率で差を付けて、経済メカニズムでできるだけそういう防災力を高めていくように誘導していくというのは非常に合理的なんじゃないと思うんですが、なかなか日本はそんなふうになっていない。

樋口座長 成瀬委員のおっしゃった、アメリカなどの場合には、建てる前の段階から保険会社に相談がある。どうやったら一番保険料が安くなるかということでご相談がある。そうすると、散水線をどうするかとか、例えばペインティングをする場所と製造する場所との間にファイアーウォールみたいなものを建てればよくなるとか、防災評価というのが事前にあるんです。それに合格すれば、安くなるんです。そういうシステムは日本ではどうなんですか。

大瀬 既にアメリカ並みの仕組みが導入されておりますので、その辺がスプリンクラーとか消火設備の配置状況とか、建物の構造用途とか、全部踏まえまして、保険料率を算出する仕組みになっております。整っている建物は安く保険を購入することができます。

福澤委員 保険料率はよく知らないですけども、これはビルを建てたときの消防検査というのは、ものすごい厳しいです。ですから、その点では新しいビルはかなり安全だと思ってい

ただいいと思います。

重川委員 今ずっと話題になっている消防法、防火の方は、いろんなことをすれば料率にも反映されると、防火管理者の設置義務とか、どういう業種、どういう施設でどれくらいの規模であればどこまできちんと供えなさいというのは非常によく決まっているんですけども、今、ここで事務局のおつくりになられた自然災害、例えば風水害を考えたときに、まさに環境のISOを取得しておくことが企業にとって、面倒なだけけれども、これがなればこれからお話にならないのよというところまでたどり着くにも、今まで長い時間かかっていますし、防災もそれと同じように、防災のISOが今後できるとして、これを持っておかなければ企業の社会的責任として、あるいは信頼を得るためにお話にならないんだと。そこまで少し時間はかかると思うんです。

それと同時に、一方で消防法という法律をつくってある程度義務づけてきたけれども、やはり防災というのも自主的にやろうというまでには時間もかかりますし、いろんなオーナーさんがいらっしゃいますから、ある程度何らかの法律がいいのか何なのかわかりませんが、ある程度義務づけをするようなことも考えるべきです。それがなくなかなか進まない。消防法があつてすら、それさえ守らない企業がたくさんあるわけですから、ましてや法的に何のあれもない、防災をやれとやれと言っても、ごく一部の優良な企業以外になかなか広まらないというのもここ20年、30年ずっと抱えてきた課題でございます。

法律もともかく、私自身も企業の中で、いわゆる消防法、防火管理以外に、自然災害に対応できるような防災士ではないけれども、ある程度専門的な人材育成みたいなことができないかなという気が前々からしております。

今ちょっと制度が途切れてしまったんですけども、静岡県で防災士制度というのを県知事さんが認定する。それが何も法的な権限はないんですけども、県知事さんが認定して行政機関の方とか企業の方が研修に来られて、防災士という認定証をもらって帰られるわけなんですけれども、やはりそういった人材育成の面も、この中で何か一步前身の制度がつかれないかなと思っているんですけども、人材育成についていかがでしょうか。防火管理プラスアルファで。

山本政策統括官 人材の問題は非常に大事だということで、中央防災会議に専門調査会を設けて、消防庁と一緒に一生懸命やっているんですけども、人材をきちんと育てて生かすという課題意識を持つことと、それが直ちに士制度を導入するということが、この仕事を飛躍的に進めるかどうかということについて、確信を得ていません。世の中で、重川先生がおっしゃっているような、士制度を設ければ学校の教育も人材育成も進むんじゃないかというご指摘は随分いただいているんですが、いろいろ縦横斜め、勉強してみても、確信が得られないものですから、その部分はなかなか前に進まないというのが状況なんです。

消防庁次長 ただいまの件に関連いたしまして、私どもも今、内閣府と一緒に研究しているんですけども、まず人材の育成のためには教育のツールが大事だということで、全員が大学へ行ったり、消防学校へ行ったり、いろんな研修所へ行くということが、防災の場合には非常に幅が広いものですから、無理ということで、来年度からコンピュータを使いました全国的な

e - ラーニングを、これは会長にもいろいろお世話になっておりますけれども、それをまずやり出しまして、そのことによって国民の反応などを見ながら、一般人もかなりこれはアクセスするということであれば、そこで1つの、さっきの土ではないですけれども、1つの資格みたいなものを指向できるかどうかと思います。まず、教育ツール、これを入れられない限り人材育成というのはちょっと難しいと思いますので、この辺は内閣府にもご意向をよく伺いながら、十分それを地道に実現できますように今、頑張っているところでございます。

樋口座長 変な質問で恐縮なんですけれども、経済特区の構想がありますね。あれは例えば静岡県を防災関係で特区に指定して、特別何かやるというアイデアは静岡県の方から出ておりませんか。

山本政策統括官 それはちょっと今、伺っておりません。

杉岡座長代理 今の法律それ自体が特区みたいで。

山本政策統括官 大規模地震対策特別措置法です。

樋口座長 既にそうなっているわけですか。

山本政策統括官 実は私どもの防災大臣の鴻池大臣は、経済改革特区担当でもございますので、今日は予算委員会のために出席かなわず誠に残念ですけれども、正面から答えられたと思います。

杉岡座長代理 今度、名古屋も特区入りしたわけです。

松田委員 今の教育の件でご参考になるかと思うんですが、防災ではなくて、心肺蘇生、心臓停止の方をだれでもトレーニングさえ受ければできるというのがあります。あれを例えば会社のある組織全員に受講を義務づけていて、忘れてしまうので、1年に1回必ず受講するということ。社長からすべてしているところがあります。今のツールができたときも、災害のためのマネジメントとか、学習というのは、継続していかないと、1回取って終わりではないので、そういうことを企業の中でやっていく上では、e - ラーニングのツールというのは非常に有効だなと伺いました。

先ほど福澤委員から、基準をつくるのは非常に難しいというご指摘がありましたが、これは多分重川委員がご存じかもしれないんですけれども、もし仮に日本の企業の防災力を評価する能力があるとしたら、それはどういうところが持っているのかが。そういうところと一緒に基準づくりとかをしていかないといけないんじゃないかと思うんですけれども、具体的には大学とか、行政の方なんでしょうか。

重川委員 相当多くの企業がそういったリスクマネジメント計画をおやりなっているんじゃないですかね。

大瀬 私どもに東京海上リスクコンサルティングという会社がございまして、企業の危機管理とか、リスクに対する対応能力を評価して、弱いところをレベルアップさせるという仕事もしております。こうしたコンサル会社が最近出てきてございまして、そういう機能も徐々に担いつつあるというところはございます。

松田委員 実は東京海上リスクコンサルティングの方に私どもに来ていただいて講演をいただいているんですけれども、いわゆる評価する能力をどうやって公のナレッジにしていくとい

うところが1つ課題なのかと思います。

あと一つ、とても細かいことなんですが、17ページの自動販売機の例は、いわゆる弱者となる方々にとって、1つ有効な方法だと思います。逆にこのことを進めていく上で、行政側が企業にサポートできることはないのかなと思ったんですけれども、例えば災害が起こったときには、当然電力の供給もなくなってしまって、多分、非常用のバッテリーとかがないと、自治体も思っているとは思えないでしょう。そこまで自動販売機を設置してくれる会社をお願いするのではなく、そのところを例えば自治体がやるとか。企業がやっているものを使って、プラスインフラのところでは行政ができるところはないのかという発想も組み合わせていくと、非常に有効になるのかと思っております。

樋口座長 これは事務局の方で何かコメントございますか。

渋谷企画官 調べましたら、バックアップ電源がないということでした、恐らく停電したら使えないということです。おまけに協定上導入するとなっているんですけれども、当然行政費用負担はせずに、なおかつ区の用地に設置する場合には使用料を取るという協定になっているようです。

岡嶋委員代理 これはどちらが先かわかりませんが、名古屋も採用してやっておるんです。確かにバックアップ電源がないのが圧倒的なんだろうが、名古屋の場合、東海地震の警戒宣言を視野に入れているものですから、判定会招集法が出ましたよというレベルをここに出すわけです。ですから、警戒宣言が出て電源は切っているものですから、これを見て、場合によっては警戒宣言が出ますと、JR、地下鉄何々は停止しますということを使うものから、それには意味があるんです。発災して電源がもし供給停止になれば、倒れるかもしれませんけれども、そういうことではない限り意味はあるということで、ちょっと事情が違うということをご理解いただきたい。

樋口座長 どうも活発なご論議を賜りまして、ありがとうございます。前半の企業と地域の協定の問題、後半の防災性能評価の問題、いずれもどんなふうな結論になったのか、本当は私がまとめる義務があるんでしょうけれども、何となく漠然としたまとめは皆様の頭の中にあると思います。また、事務局の方でとりまとめをお願いいたしまして、今回は行政としての新しい施策の方向性等について議論をしていきたいと思っております。ひとつ事務局の方に今回の論議の整理を含めまして、よろしくお願いを申し上げます。

今後の予定について、何か事務局の方からご説明がありましたらよろしくお願いします。

原参事官 次回の第3回の会議開催予定でございますけれども、事前に各委員と調整させていただきます。4月21日、午後3時から5時までの開催を予定しております。場所等につきましては、詳細が決まり次第、事務局より連絡差し上げたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

樋口座長 それでは、是非皆様ご予定いただきまして、次回もご参加を賜ればありがたいと思っております。

それでは、大変議事進行につきましては、不手際がありまして、おわび申し上げます。また、これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。